

1 個人所得課税

1 金融・証券税制

(1) N I S Aの抜本的拡充・恒久化(大綱 P. 3、23~26)

非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、N I S A制度を恒久的な措置とすることとされます。あわせて、年間投資上限額が拡充されます。

①一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)の年間投資上限額については、現行のつみたてN I S Aの水準(年間40万円)の3倍となる120万円まで拡充されます。

②上場株式への投資が可能な現行の一般N I S Aの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用が可能とされます。

「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般N I S Aの水準(年間120万円)の2倍となる240万円まで拡充されます。

③年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額が設定されます。

その総額については、現行のつみたてN I S Aの水準(800万円)から倍増以上となる1,800万円とされます。

また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般N I S Aの水準(600万円)の2倍となる1,200万円とされます。

※なお、現行の一般N I S A及びつみたてN I S Aについては、令和5年末で買付を終了することとなりますが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続することとされます。

<現行>		選択	<改正>	
項目	積立NISA		つみたて投資枠	成長投資枠
対象投資可能商品	積立・分散投資に 適した一定の投資信託		積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式 投資信託等
対象者(年齢)	居住者等(18歳以上)		居住者等(18歳以上)	
年間投資上限額	40万円		120万円	240万円
一生涯非課税限度額	800万円		1,800万円(うち成長投資枠1,200万円)	
非課税保有最長期間	20年間		無期限	
口座開設可能期間	令和24年まで		恒久化(令和6年1月1日以後)	

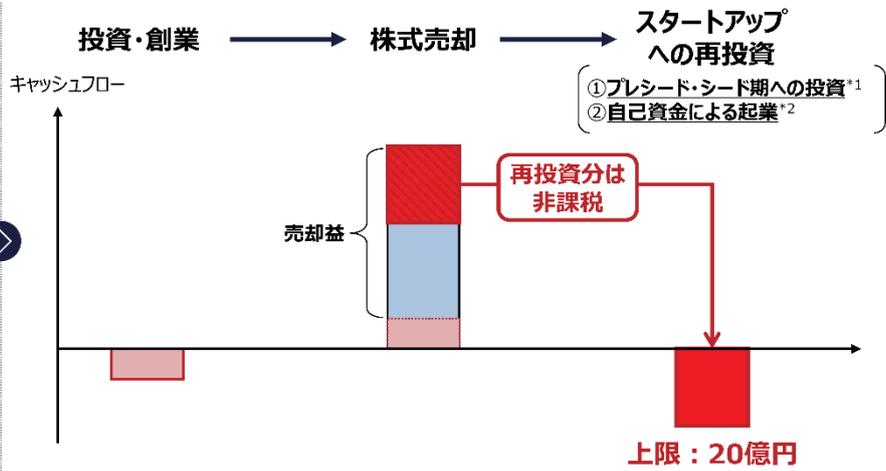
(2) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化(大綱 P. 4、27~30)

① 保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度が創設され、その上限額については、20億円とされます。

拡充の主な内容

- ① **繰延措置を非課税措置に**  
 現行制度は実質的には繰延措置であるところ、**非課税の措置**とする。
- ② **起業時に対象に**  
 現行制度では実質的に自己資金による起業が対象にならないところ、**自己資金による起業も税制の対象**とする。

税制措置の概要



\*1: 現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字等の要件を満たす、などの要件を課す。また、外部資本要件は現行の1/6から1/20に緩和。  
 \*2: 販管費/出資金の比率が30%超などの要件を課す

(出典：経済産業省 説明資料)

② その他、エンジェル税制の要件緩和が行われます。

③ スtockオプション税制の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて10年から15年へと延長する等の措置が講じられます。

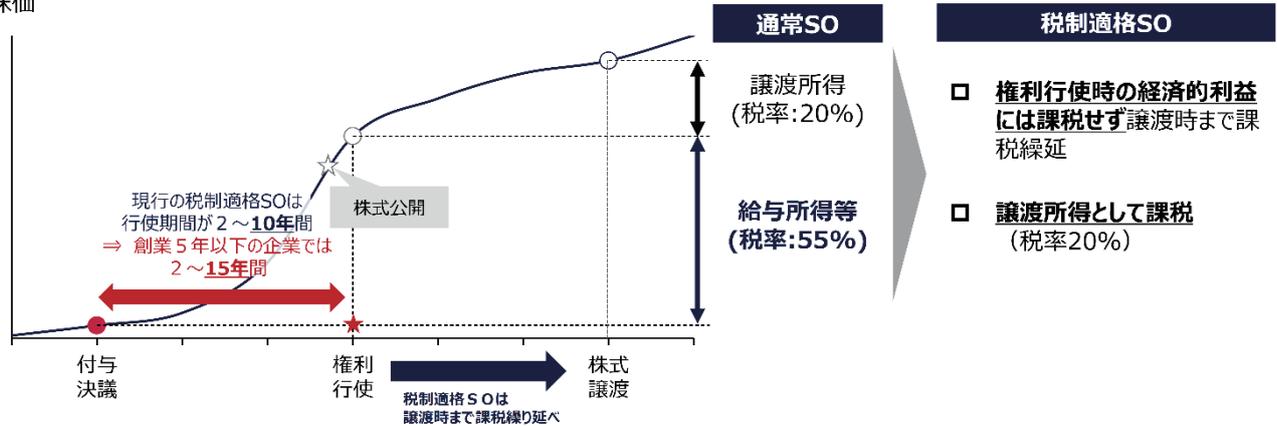
現行制度

<ストックオプションの権利行使期間>  
 ● 付与決議から2~10年

改正概要

<ストックオプションの権利行使期間の延長>  
 ● 設立から5年未満の未上場企業においては、付与決議から2~**15年**へ延長

株価



(出典：経済産業省 説明資料)

**2 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化**(大綱 P. 32)

①その年分の基準所得金額<sup>※1</sup>から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額<sup>※2</sup>を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置が講じられます。

※1 「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度<sup>※3</sup>を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)<sup>※4</sup>をいいます。

※2 「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税及び上記①により課す所得税の額を除きます。)をいいます。

※3 「申告不要制度」とは、次に掲げる特例をいいます。

ア. 確定申告を要しない配当所得等の特例

イ. 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

※4 合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととされます(NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まれません。)

②上記①の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和7年分以後の所得税について適用

**3 土地・住宅税制**(大綱 P. 32～35)

①短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。

②空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、所要の措置を講じた上、その適用期限が4年(令和9年12月31日まで)延長されます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋

又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用

③低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、所要の措置を講じた上、その適用期限が3年(令和7年12月31日まで)延長されます。

適用期日等：令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡について適用

④優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、所要の見直しを行った上、その適用期限が3年(令和7年12月31日まで)延長されます。